

補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)

■ 要件の詳細

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。

※最後に福祉サービス第三者評価の**受審を完了した月の翌月1日**を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。

※「受審を完了した月」：**評価機関が作成する評価調査結果報告書の日付を含む月**

※受審が完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。
(受審を完了した月は、補助要件を満たす期間には含まれません。受審完了の翌月のサービス提供分から都加算が支払われます。)

■ 平成30年3月31日までに指定を受けている事業所

・**平成32年度までは、経過措置期間**として、福祉サービス第三者評価を受審していなくても、都加算の補助要件を満たしているものとみなします。**この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。**

・平成32年度に受審する事業所が集中した場合、対応可能な評価機関を見つけるのが困難になったり、評価調査や取りまとめ等に時間がかかり、平成32年度末までに受審が完了しないという事態が起きる可能性がありますので、計画的な受審をお願いします。平成32年度末までに受審が完了しなかった場合は、原則として、平成33年4月から受審を完了した月までの分の都加算が支払われません。

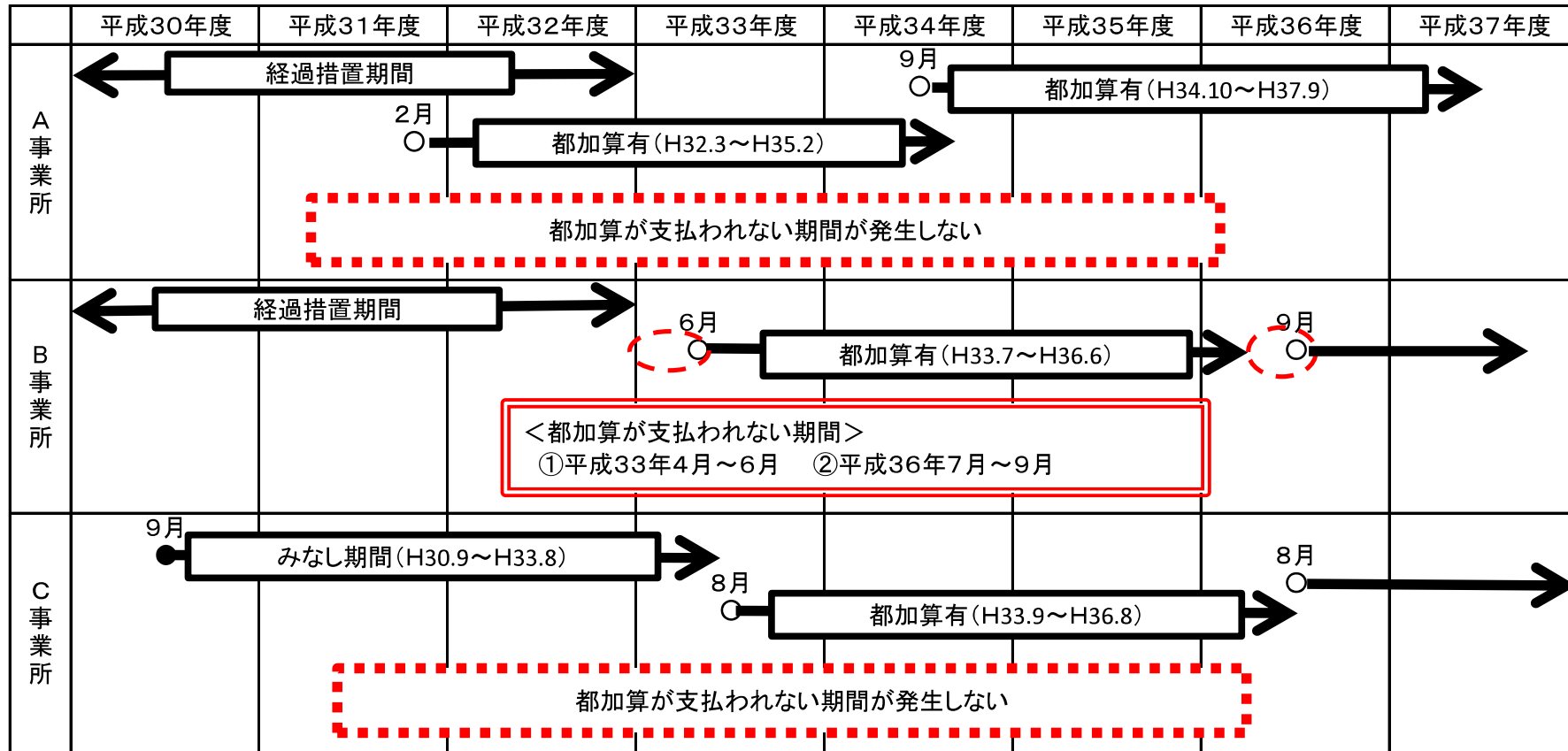
■ 平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所

・当初指定年月日を起算日として、3年間は福祉サービス第三者評価を受審していなくても、補助要件を満たしているものとみなします。
この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。
この間で受審が完了しない場合、3年を過ぎた月から受審を完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

■ その他

新たな都基本額には、福祉サービス第三者評価の受審経費の補助が含まれています。

補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)



○ … 受審完了月 ● … 当初指定月

補助要件②：外部研修等受講（年に1回）

■ 要件の詳細

- ①前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、外部研修等を受講していること。
- ②ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講できるよう努めること。
- ③受講を確認できる書類を少なくとも5年間保存し、都及び区市町村職員等からの求めがあった場合は速やかに提出すること。

■ 定義

- ・「一定数」：前年度4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）
- ・「外部研修等」：【形式】運営法人以外の外部研修 又は 外部講師による法人内研修
【研修内容】主として障害理解に関する研修
※原則として、障害理解に関連している研修であれば対象としますが、以下については対象外とします。
 - ・グループホームの運営や支援に関連があっても、主として障害理解を含まない研修（防火管理者研修、料理教室、感染症対策研修等）
 - ・組織運営や制度に関する研修（法人理念研修、組織マネジメント研修、介護保険法勉強会など）
- ・「受講を確認できる書類」：研修資料、参加者の研修報告書（様式任意）など

■ 留意事項

- ・外部研修等の受講者が一定数に達しない場合、**翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。**
（都加算の支払いがない年度に外部研修等の受講者が一定数に達しても、原則として都加算の支払いは翌年度に再開となります。）
- ・平成31年度から、都の委託事業によって、グループホーム従事者向けの研修を開催する予定ですので、そちらの受講もご検討ください。

■ 平成31年3月31日までに指定を受けている事業所

- ・平成31年度までは、経過措置期間として、前年度の外部研修等受講状況によらず、当該補助要件を満たしているものとみなします。
平成31年度中に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。
（平成31年度中に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、平成32年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）

■ 平成31年4月1日以降に指定を受けた事業所

- ・当初指定年月日を含む年度及びその翌年度は、当該補助要件を満たしているものとみなします。
当初指定年月日を含む年度の翌年度に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。
（この間に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、その翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）

補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

	状況	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
A事業所	<ul style="list-style-type: none"> 指定年月日: 平成30年度以前 定員: 25名 ⇒平成31年10月 定員32名に増 ⇒平成32年6月 定員30名に減 	← 経過措置期間 →	6月 ○ ※平成31年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上	6月 ○ 10月 ○ ※平成32年4月の定員が30名より多いので、受講者は2名以上	6月 ○ ※平成33年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上
B事業所	<ul style="list-style-type: none"> 指定年月日: 平成30年度以前 定員: 32名 	← 経過措置期間 →	10月 ○ ※定員が30名より多いので、受講者は2名以上	4月 ○ 10月 ○ ※2名以上受講しても、都加算の支払い再開は翌年度	6月 ○ 10月 ○
C事業所	<ul style="list-style-type: none"> 指定年月日: 平成30年度 定員: 5名 	● ← 経過措置期間 →	10月 ○	10月 ○	10月 ○
D事業所	<ul style="list-style-type: none"> 指定年月日: 平成31年度以降 定員: 7名 		4月 ● ← みなし期間 →	6月 ○	6月 ○

○ … 外部研修等受講月

● … 当初指定月